

守谷市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（案）の概要

地方自治法等の改正により、市長や職員、行政委員等の職務行為について、善意でかつ重大な過失がない場合に、賠償の限度額を条例で定め、損害賠償責任の一部を免責することができることになりました。

近年、地方公共団体の長や職員に対し、1億円を超える損害賠償請求を命じる判決が全国的に発生しており、行政運営を萎縮させたり、長の適任者を遠ざけるおそれが指摘されていることを踏まえ、条例を制定しようとするものです。

【条例の内容】

市長等の損害賠償責任について、その職務を行った際に善意でかつ重大な過失がない場合、賠償の限度額を、基準給与年額にそれぞれの区分に応じた年数を乗じた金額とし、それを超える部分について免責します。

なお、賠償の限度額は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）にて定められた基準のとおりとしています。

役職等	賠償の限度額
市長	○基準給与年額の6年分 約7,600万円
副市長 教育長 教育委員会委員 監査委員 選挙管理委員会委員※	○基準給与年額の4年分 約4,000万円 約3,800万円 約190万円 ・代表 約280万円 ・委員 約190万円 (参考) 報酬日額 ・委員長 1万2,300円 ・委員 1万500円
農業委員会委員 固定資産評価審査委員会委員※	○基準給与年額の2年分 ・会長 約130万円 ・委員 約110万円 (参考) 報酬日額 7千円
上記以外の職員	○基準給与年額の1年分 (参考) 平均 約600万円

※ 報酬が日額の委員…損害賠償責任の原因となった事実が生じた月の勤務回数によって変動します。

【施行日】

令和3年4月1日